

常議員会議長席から



すべての常議員に建設的な発言を期待

常議員会議長 結城 康郎

常議員会とは

常議員会は、会則48条により80人で構成され、総会に次ぐ重要な意思決定機関と位置づけられている。その権限としては、総会に付議する事項や、予算・決算に関する事項及びその他会長において必要と認めた事項等重要な審議事項が定められている。

総会は臨時も含めて年2～3回しか開催されないの、毎月1回程度開催される常議員会は、ルーティンワークとしてかなり重要な位置を占めている。2006年12月6日まで臨時も含めて計10回開催されたが、本年の重要問題としては、司法支援センターの業務開始等に伴う関連諸規制の制定及び改正の件並びにその関連諸問題、立川市における新会館建設用地取得に関する決議が挙げられる。両テーマとも、様々な立場から意見が百出し、まだまだ時間が欲しいところであった。

議事は

80人の常議員は、各々意識の違いがかなりあるようで、発言を多くされる人もいれば、一度も発言されない人もいる。

発言を多くされる人は日頃から勉強されていて、事前に配布された資料を十分検討されているようで、指摘されてはじめて問題点がわかる、ということも多い。一度も発言されない人は、シャイなのかとも思いつつも、若い会員が多いので、何が問題なのかすら思い至らず、ただ着席し、賛否の際も全体的な傾向を眺めつつ、大勢に準じているという感がなくもない。私も以前はそうであったようで、顧みて反省しているところでもある。

意見交換会は

そのような状況の中で、今年は常議員会終了後、フ

リートーキングをするという形で意見交換の場が持たれた。役員とすれば、堅苦しい雰囲気 Avoiding, 自由な意見を聞きたい、ということであっただろう。議長団も通常の席に戻り、役員主導で意見交換が進行した。やはり、自由な意見が聞けたところである。

その中で、印象に残るのは、会員大增員の中における若手の経済的危機感が募っていることであった。司法支援センターの運営問題や多摩地区の新会館用地取得問題についても、政治的視点を除くと、弁護士の経済的基盤が根底で密接に関連している。会員の増大とその経済的基盤の確立は、これからの重大問題であろう。

正副議長は

会則によると、議長は、議事を整理し、常議員会を代表するとされ、副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時は議長の職務を行なうとされている。本年度は久保英幸会員が副議長として小生をサポートして下さっており、おかげで一応その職務を全うしている。

議長としては、常議員会の重要性を認識しつつ、公正且つ公平を旨とし、活発な議論が行なわれることを心がけているつもりである。そのため、事前打合せでは、役員に対し、重要案件については十分審議の時間を取るべくむやみに議決を急がないことを注文し、本年度の会長はじめ各役員は、時間をかけて謙虚に耳を傾けて下さっている。議長が発言者を指名することが適当ではないが、これまで一度も発言されていない常議員が、事前に勉強の上、建設的な発言をされることを期待したい。

議長として、多方面にわたって随分勉強する機会を与えられ、感謝している。また、常議員会を陰で支えている事務局の方々にも感謝申し上げるところである。



常議員会副議長としての職責

常議員会副議長 久保 英幸

副議長席から

2006年4月の第1回常議員会で副議長に選任をいただきました。副議長の職責は、会議の冒頭で議場出席者数を報告し、定足数を満たし会議が適法に成立したことを宣言し、議事録署名者2名を指名することから始まります。

議場の様子

常議員会は原則として毎月7日の午後1時から弁護士会館クレオで開かれます。壇上に議長と副議長席が、議場前方に会長・副会長・監事及び答弁者席と速記者席があり、それを取り囲むように80名の常議員の席が設けられます。会議は毎回ほぼ定刻に開始し、遅参する常議員は多くはありません。

議案の提出

審議予定の議案はあらかじめ常議員に送付されますが、議場では議長が議案の提出を促し、筆頭副会長が「第〇号議案の審議をお願いします」と述べ、議長がその議案を上程する旨を宣言し審議を始めます。

審議

最初に議長が議案の趣旨説明を求めます。担当副会長が趣旨の説明をした後、議案によっては関連委員会の審議経過の報告を求めます。関連委員会の委員長や副委員長はこの報告をするために、また質疑に应答するために、議案審議の間議場に待機します。

この後、議長が質疑に入る旨を宣言し、質問のある常議員の挙手を求めます。議長は挙手をした常議員を指名し、指名された常議員は起立し番号氏名を述べた上で質問をします。それぞれの質問に提案者（担当副会長や関連委員会委員長、場合によっては会長）が答弁をします。質疑が尽きたところで議長が質疑を終結して討論に入る旨を宣言し、意見のある常議員の挙手を求めます。議長は挙手をした常議員を指名し発言を許します。

挙手のある常議員をすばやく確認し議長に知らせる

ことも副議長の仕事のひとつです。

動議

審議中に動議が出されることがあります。先決関係に関する動議と進行に関する動議は議案の審議中に提出することができますが、修正の動議は討論の際でなければ提出することができません。動議が出されたときはその成立について議決をすることになりますが、議長は審議の順序や扱いを即時に決めなければならないので、副議長は瞬時に規則を確認して議長に報告し意見を述べることになります。傍目には議長と副議長はひそひそ話をしているように見えますが、副議長が議長を補佐する典型的な場面です。

採決

意見が尽きたところで議長が討論を終結し採決する旨を宣言し、採決をします。議案を可とする者に挙手を求めその多少を認定します。議長・副議長がそれぞれ挙手数を数え、議案が賛成多数で、あるいは全会一致で可決された旨、場合によっては否決された旨を宣言します。

報告

予定の議案の審議が終了し、その他に議案がなければ、報告事項の報告を求め、閉会を宣言します。

議長に事故あるとき

これまでのところ議長に事故がありませんでしたので副議長は補佐役に徹していますが、入会のための登録請求の議案の中に、たまたま議長の法律事務所に入所予定の方の案件が含まれていたため、その議案について副議長が議長をつとめたことがあります。議長は常によどみなく議事をすすめています。やってみると、議事進行に一瞬の迷いを感じることもあり、冷や汗が出ました。残すところ数ヶ月の任期となりましたが、常議員の皆さんのご支援をいただきながら議長を補佐する職責を全うしたいと考えています。